

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年7月15日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900667号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000020号

## 第1 結論

1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成元年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月  
② 平成19年12月  
③ 平成20年7月  
④ 平成20年12月  
⑤ 平成21年7月  
⑥ 平成22年1月  
⑦ 平成22年7月  
⑧ 平成23年1月

年金事務所からのお知らせによりA社における請求期間①から⑧までに支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が漏れていることを知った。毎年夏と冬に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたため、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 A社の事業主の回答により、請求者は、請求期間①から⑧までについて、事業主により賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から⑧までの期間の賞与支給日については、事業主の回答により、それぞれ別表の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

また、事業主の回答により、請求者は、請求期間①から⑧までについて、別表第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額より低い同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧までの標準賞与額については、事業主の回答により認められる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所。以下「年金事務所」という。）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 A社の事業主の回答により、請求者は、請求期間①から⑧までについて、事業主より別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支給を受けていたことが認められることから、別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間①から⑧までにおける第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

## 別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間 (賞与支給年月日)	賞与支給額 に基づく 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 第75条本文訂正 による 標準賞与額
① 平成19年7月 (平成19年7月30日)	16万円	14万9,000円	14万9,000円	16万円
② 平成19年12月 (平成19年12月28日)	20万円	18万2,000円	18万2,000円	20万円
③ 平成20年7月 (平成20年7月30日)	20万円	18万2,000円	18万2,000円	20万円
④ 平成20年12月 (平成20年12月28日)	21万円	19万9,000円	19万9,000円	21万円
⑤ 平成21年7月 (平成21年7月30日)	23万円	20万4,000円	20万4,000円	23万円
⑥ 平成22年1月 (平成22年1月30日)	23万円	19万9,000円	19万9,000円	23万円
⑦ 平成22年7月 (平成22年7月30日)	23万円	19万9,000円	19万9,000円	23万円
⑧ 平成23年1月 (平成23年1月30日)	23万円	19万5,000円	19万5,000円	23万円

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1900686 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2000009 号

## 第1 結論

昭和 46 年 \* 月から昭和 49 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 \* 月から昭和 49 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳になった昭和 46 年 \* 月頃に父が A 県 B 市で行ってくれた。当時、私は大学生だったので、国民年金保険料も父が納付してくれた。父は既に亡くなっているため詳細は不明であるが、「お前の保険料はちゃんと納めているからな」と聞かされていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者の国民年金の加入手続を父親が昭和 46 年 \* 月頃に B 市で行った旨主張しているところ、同市を管轄する C 社会保険事務所 (当時) において、昭和 46 年 \* 月から同年 \* 月までの間に払い出された国民年金手帳の記号番号 (以下「国民年金番号」という。) に係る被保険者氏名を国民年金手帳記号番号払出簿で目視確認したが、請求者の氏名は見当たらない。

また、請求者から提出された年金手帳に記載されている請求者の国民年金番号は、当該年金手帳の記載内容及び国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 50 年 12 月 18 日に請求者が任意加入被保険者資格を取得した際に、D 市において払い出されていることが確認できる上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、当該国民年金番号とは別の国民年金番号が請求者に対して払い出されたことを確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 50 年 12 月 18 日に任意加入するため D 市で初めて行われたと考えられ、請求者が 20 歳になった昭和 46 年 \* 月頃に B 市で父親が行ったとする請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者は、請求者の父親が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、請求者はこれらに直接関与しておらず、請求者に聴取しても、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、請求者の父親については、既に亡くなっていることからその証言を得ることができず、請求者の請求期間

の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

加えて、請求者は、請求期間当時大学生であったと陳述しているところ、大学生が国民年金の強制加入対象となったのは、平成3年4月1日からであり、請求期間当時は、大学生は本人の申出により任意加入被保険者としてその申出日に被保険者資格を取得することから、制度上、請求者が任意加入手続を行った昭和50年12月18日時点では、請求期間に遡って被保険者となることはできず、国民年金保険料を納付することもできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900699号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000010号

## 第1 結論

昭和45年\*月から昭和50年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年\*月から昭和50年9月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和45年\*月頃に母親が行い、これから保険料を納付していくと言ったことを覚えている。

請求期間が未納となっているので調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和52年11月2日に払い出されている上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和52年11月頃に初めて行われたと考えられ、昭和45年\*月頃に母親が行ったとする請求者の主張と符合しない上、昭和52年11月頃の加入手続時点においては、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとされる両親は、既に亡くなっていることから、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900668号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000021号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年3月から平成12年9月1日まで

専門学校を卒業後、平成6年3月にA社に入社し、平成22年5月に退職するまで継続して勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。同社には、求人の雇用条件である厚生年金保険加入を見て入社したので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成6年3月にA社に入社し、平成22年5月に退職するまで継続して勤務していたと主張しているところ、平成10年4月1日付けでB国民健康保険組合から交付された国民健康保険被保険者証及び請求者に係る戸籍の附票から判断すると、請求者は請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答しており、請求者から提出された平成9年度市民税・県民税納税通知書における社会保険料額(7万9,200円)は、B国民健康保険組合から回答のあった請求者の当該期間に係る国民健康保険料額と一致していることから、厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、A社の事業主は、請求者の厚生年金保険の加入手続きについて、請求期間には届出を行っておらず、平成12年に初めて、健康保険被保険者適用除外承認の申請と厚生年金保険の加入手続きを行った旨回答している。

さらに、A社の事業主は、請求者の請求期間における勤務形態について不明と回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務状況について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。